

湖沼水質保全特別措置法と琵琶湖の保全および再生に関する法律について

	湖沼水質保全特別措置法	琵琶湖の保全および再生に関する法律
施行日	昭和 60 年 3 月 31 日	平成 27 年 9 月 27 日
目的	<p>この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>
計画内容	<p>◇湖沼水質保全計画の計画期間 ◇湖沼の水質の保全に関する方針 ◇下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。 ◇湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。</p>	<p>◇計画期間 ◇琵琶湖の保全及び再生に関する方針 ◇琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質の汚濁の防止及び改善に関する事項 ・水源の涵養に関する事項 ・生態系の保全及び再生に関する事項 ・景観の整備及び保全に関する事項 ・農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項 <p>◇琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項 ◇琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項 ・琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項 <p>◇琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項 ◇その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項</p>

